

○重度障害者の医療費の助成に関する条例

昭和48年12月22日条例第40号

改正

昭和58年1月31日条例第3号
昭和60年3月31日条例第8号
平成3年12月26日条例第23号
平成6年11月8日条例第27号
平成7年3月31日条例第10号
平成11年3月31日条例第6号
平成12年12月26日条例第42号
平成14年3月29日条例第23号
平成16年7月9日条例第10号
平成18年3月31日条例第13号
平成18年9月25日条例第48号
平成18年12月21日条例第53号
平成20年3月28日条例第11号
平成20年3月28日条例第15号
平成26年3月28日条例第14号
平成29年10月10日条例第29号

重度障害者の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もつて重度障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者又はそれらの被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）を所持する者のうち、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する者
- (2) 規則で定める判定機関（以下「判定機関」という。）において知的障害の程度が重度であると判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6

条第3項の表の1級に該当する者

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の所持者又は国が定める特定疾患治療研究事業実施要綱に基づき都道府県知事が交付する受給者証の所持者のうち、その障害の程度が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表の1級の第9号に該当する者（その障害の程度が同程度以上と認められる者を含む。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障害児のうち、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3の1級の第9号に該当する者

(5) 身体障害者手帳を所持し、かつ、判定機関において知的障害の程度が中度であると判定された者

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（本市の区域外に所在するものに限る。）又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（本市の区域外に所在する障害児入所施設に限る。）に入所したことにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者（国民健康保険法による被保険者（国民健康保険組合の被保険者を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。第4項において同じ。）であつて、当該施設に入所した際に本市の区域内に住所を有していたと認められるものについては、この条例による助成を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の助成を受けることができない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療費の支給を受けている者

(4) 前3号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であつた者を含む。）又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であつた者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(5) ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第14号）及び子どもの医療費の助成に関する条例（平成11年条例第7号）により医療証の交付を受けている者

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（本市の区域内に所在するものに限る。）又は児童福祉

法第7条第1項に規定する児童福祉施設（本市の区域内に所在する障害児入所施設に限る。）に入所したことにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者であつて、当該施設に入所した際に本市の区域外に住所を有していたと認められるものについては、第1項の規定にかかわらず、この条例による助成は、行わない。

（所得制限）

第2条の2 前条の規定にかかわらず、前年の所得（各年の1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年の所得。以下同じ。）が、規則で定める額を超える者は、対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災、その他これらの類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、前項の規定は、適用しない。

3 第1項において、計算される所得の範囲及びその額の計算方法については、規則で定める。

4 第1項の規定にかかわらず、同項において計算される所得の額の計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、同項に規定された額以下になる者は、除く。

（助成の範囲）

第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養及び生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、その限度において助成を行わない。

（1）対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。

（2）社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。

（3）対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下これらを「医療機関」という。）に支払うことによつて行ふ。ただし、第5条の申請のあつた日から医療証の交付のあつた日の前日までの間に療養を受けたとき、療養費若しくは特別療養費の支給を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（医療証の申請）

第4条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その資格を審査し、前条の規定による医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付する。

（助成の適用）

第5条 第3条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があつた日から適用する。

2 前条第1項による申請が月の途中である場合には、前項の規定にかかわらず、その適用を当該月の初日に遡及することができる。ただし、当該月において、身体障害者手帳を交付された者にあつては身体障害者手帳の交付日、知的障害の程度を判定された者にあつては療育手帳又は判定書の判定日、精神障害者保健福祉手帳を交付された者にあつては精神障害者保健福祉手帳の交付日、特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証を交付された者にあつては特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証に記載される有効期間の開始日を、それぞれ超えて遡及することはできない。

（医療証の提示）

第6条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が、大阪府内に所在地を有する医療機関において、第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。

（損害賠償との調整）

第7条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（届出義務）

第8条 受給者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（譲渡等の禁止）

第9条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することがで

きない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(不正利得の返還等)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により重度障害者医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(事実の調査)

第11条 市長は、資格の審査のため必要があると認めるときは、この条例の適用を受けようとする者又はその保護者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第12条 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、受給者又はその保護者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は必要な事項に関し受給者、その保護者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第13条 市長は、受給者又はその保護者が正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

(老人医療費の助成に関する条例の廃止に伴う経過措置)

2 対象者のうち、老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例（平成29年条例第28号）附則第3項の規定を適用され得る者であつて、同条例による廃止前の老人医療費の助成に関する条例の規定により医療証の交付を受けているものについては、第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、医療費の助成を受けることができない。

附 則（昭和58年条例第3号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第8号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第23号）

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例の規定は、平成6年10月1日(以下「適用日」という。)から適用し、適用日前に入院していた者に係る適用日の前日までの入院医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成7年条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例及び乳児及び幼児の医療費の助成に関する条例(平成5年条例第25号)の規定は、施行日以後の入院医療に係る医療費について適用し、施行日前に入院していた者に係る施行日の前日までの入院医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(乳児及び幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 3 乳児及び幼児の医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成11年条例第6号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第42号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成16年条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成18年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第48号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第53号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第11号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第15号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第14号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年10月10日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の重度障害者の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に行われた療養に係る医療費について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 改正前の身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第2条に規定する対象者に対する精神病床への入院に係る給付については、新条例の規定にかかわらず、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。
（準備行為）
- 4 新条例の規定により新たに対象者となる者に係る医療証の申請その他新条例の施行に関し必要な行為は、施行日前においても、行うことができる。